

## 合意書

(社名・団体名) (以下「甲」という。)及び (氏名) (以下「乙」という。)は、乙が株主であり、かつ代表取締役を務める (社名・団体名) (以下「丙」という。)に関連して、以下のとおり合意する。

### 第1条 目的

本合意は、(i)丙の事業成長が甲の活動による成果と一定の関連性を有し得ることに鑑み、乙が丙の株式価値等から得る経済的利益の一部を甲に還元する枠組みを規定すること、(ii)甲乙間の金銭授受における透明性を高め、乙が甲から不相当な経済的便益その他社会的な誤解を招く経済的便益を受けるものではないことを明確にすることを目的とする。

### 第2条 経済的利益の寄付

- 乙は、以下のいずれかの事由により経済的利益を得た場合、当該経済的利益(株式取得原価及び譲渡益税等の公租公課等を控除した金額をいう。)の10%に相当する金額以上の金員を、甲に対して寄付するものとする。
  - 丙の株式公開(IPO)
  - 丙の株式譲渡、事業譲渡又は合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割その他の組織再編
  - 丙の株式の第三者への売却
  - 丙からの配当
- 前項にかかわらず、甲は、前項に基づく乙の寄付が不相当であると合理的に判断した場合、当該寄付の全部又は一部の受入れを拒否することができる。

### 第3条 不相当な経済的便益の排除

- 乙が、業務委託契約、雇用契約、顧問契約その他名称を問わず甲との契約関係に基づき、甲から金銭の支払いを受ける場合には、役務提供の対価として適正な金額を受領する。
- 前項の金銭を受領した場合において、乙が甲に対して、受領した金銭と同程度の金額の送金を行う場合には、乙において寄付金控除その他の税務上の優遇措置が適用されない方法により、送金を行うこととする。

### 第4条 寄付先の変更

乙は、甲が以下のいずれかの事由に該当した場合、自身の裁量により、甲以外の社会貢献活動を行う団体を任意の寄付先として選定できるものとする。

- 解散したとき
- 長期間にわたり休眠状態となったとき
- 重大な法令違反、不祥事その他社会的信用を著しく損なう事由が生じ、乙が甲への寄付を不相当であると合理的に判断したとき

### 第5条 有効期間

本合意は、締結から2年間に限り有効とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも本契約の変更又は終了の申入れのない場合には、本合意は同一の条件で自動的に2年間延長され、以降も同様とする。

### 第6条 協議

本合意に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとする。

本合意成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：